

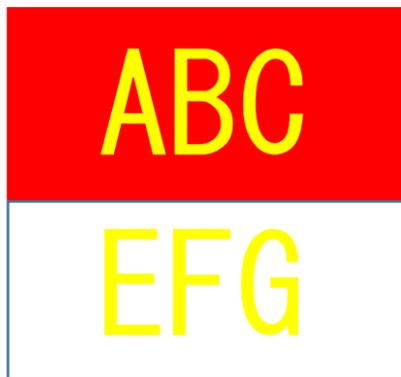
広告物の地色の彩度の考え方について

一般基準

- ・地色（最大面積を占める色）は原則として落ち着いた色彩を用い、高彩度色【彩度10（一部地域8）超】を使用しないこと。

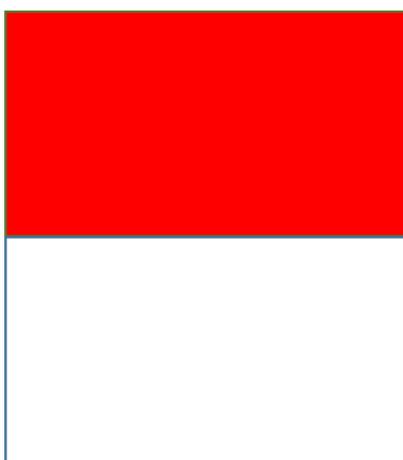
例：高彩度の赤と白がちょうど半分に分かれている看板（文字は高彩度）

- ・色を高彩度色とそうでない色の二種に大別し、高彩度色が地色の50%を超えないようにしている。

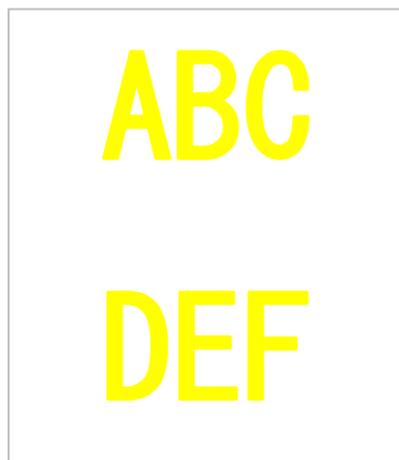


このような看板の場合、条例上の「地色の彩度」となるのは下図の左であり、基本的に文字や図形、写真やイラストは含まれない。

条例の規制対象（地色）



条例の規制対象外（広告内容）



このうち面積の50%までは高彩度色を用いることができる。

基準不適合となる可能性があるデザインの例

- ・使用色の最大面積は高彩度色でないが、全体として高彩度色が50%を超える場合（左）
- ・ロゴマークやイラストなどが大部分を占める（地色より割合が高い）場合（右）

